

環水大管発第 2504015 号
令和 7 年 4 月 1 日

都道府県知事 殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長
(公印省略)

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」等の施行等について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準に関して、公共用水域の水質の測定方法（以下「公定分析法」という。）は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）において定めているところである。

今般、同告示において引用している日本産業規格 JIS K 0102（工場排水試験方法）が、日本産業規格 JIS K 0101（工業用水試験方法）と統合され、新たに日本産業規格 JIS K 0102（-1, -2, -3, -4, -5）（工業用水・工場排水試験方法）の 5 部編成の規格群として令和 6 年 10 月 21 日に分冊化された。

この分冊化に伴い、規格番号の変更が行われたことに加えて、分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されたため、公定分析法で引用している規格番号の変更及び公定分析法への新たな分析方法の導入を行うこととし、本日「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和 7 年 3 月環境省告示第 31 号）を施行したので通知する。

また、下記 1 に示す告示についても同様に所要の改正を行い、本日、施行したので併せて通知する。さらに、要監視項目に関しても日本産業規格 JIS K 0102（-1, -2, -3, -4, -5）（工業用水・工場排水試験方法）の分冊化に伴い、測定方法で引用している規格番号の変更を行った。

ただし、本改正は、基準値の改正を伴うものでないことに留意いただきたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の対象となる告示

- ・水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）
- ・排水基準を定める省令の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号）
- ・土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）
- ・地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号）
- ・土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）
- ・土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号）

- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）
- ・水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年8月環境庁告示第39号）
- ・水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法（平成8年9月環境庁告示第55号）
- ・特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成7年6月16日環境庁告示第30号）
- ・特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年5月30日環境庁告示第9号）
- ・臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年9月13日環境庁告示第63号）

2. 内容の概要

各告示にて引用している規格番号については、分冊化に伴い変更された新たな規格番号へ変更する（別紙1）。

近年の分析技術などに関する検討を踏まえ、公定分析法への導入が適当である新たな分析方法を公定分析法に位置付ける（別紙2）。

3. 要監視項目分析法の取扱い

要監視項目の分析法について、下記の別表1及び別表2のように変更する。

別表1

（人の健康の保護に係る項目）

項目	測定方法
クロロホルム	日本産業規格（以下「規格」という。）K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
トランス-1,2-ジクロロエチレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
p-ジクロロベンゼン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
イソキサチオン	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェントロチオン（MEP）	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
イソプロチオラン	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
オキシ銅（有機銅）	平成5年環水規121号付表2に掲げる方法
クロロタロニル（TPN）	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
EPN	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
ジクロルボス（DDVP）	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
フェノブカルブ（BPMC）	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
イプロベンホス（IBP）	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
クロルニトロフェン（CNP）	平成5年環水規121号付表1の第1又は第2に掲げる方法
トルエン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年環水規121号付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法

	(ただし、測定波長 232.0 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
モリブデン	規格 K0102-3 27.2、27.3 又は規格 K0102-3 4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長 313.3 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格 K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)
アンチモン	規格 K0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法
塩化ビニルモノマー	平成 16 年環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号付表 1 に掲げる方法
エピクロロヒドリン	平成 16 年環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号付表 2 に掲げる方法
全マンガン	規格 K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法 (準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)
ウラン	規格 K0102-3 30.2 又は 30.3 に定める方法
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペ ルフルオロオクタン酸 (PFOA)	令和 2 年環水大発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号付表 1 に掲げる方法

別表 2

(水生生物の保全に係る項目)

項目	測定方法
クロロホルム	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
フェノール	平成 15 年環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号付表 1 に掲げる方法
ホルムアルデヒド	平成 15 年環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号付表 2 に掲げる方法
4- <i>t</i> -オクチルフェノール	平成 25 年環水大発第 1303272 号付表 1 に掲げる方法
アニリン	平成 25 年環水大発第 1303272 号付表 2 に掲げる方法
2,4-ジクロロフェノール	平成 25 年環水大発第 1303272 号付表 3 に掲げる方法